

令和7年3月阿見町教育委員会臨時会議事録

会議日時	令和7年3月13日(木) 午後3時30分	
会議場所	吉原交流センター 2階 吉原ホール	
出席委員	出席者 教育長 宮崎 智彦 委員 湯原 敦子 委員 岡田 治美 委員 安江 健	欠席者 委員 小林 和裕
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 給食センター所長、予科練平和記念館長 学校教育課長補佐、学校教育課主事	
議題	議案第18号 令和7年度教職員の人事異動内示について 議案第19号 阿見町スポーツ大会出場報奨金支給要綱の一部を改正する訓令について 議案第20号 阿見町文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱の廃止について 議案第21号 阿見町文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱の制定について 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて	
傍聴者	0名	
議 事 概 要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和7年3月教育委員会臨時会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、前回の2月定例会及び今回の3月臨時会の会議録については、3月定例会の際にお伺いします。</p> <p>次に、本日の教育委員会臨時会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、湯原委員を指名します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議案は非公開情報が含まれていますので、阿見町教育委員会会議規則第15条の規定により議案第18号及び議案第22号は公開しないことといたします。</p> <p>それでは審議事項に入ります。議案第18号について、事務局より説明をお願いします。</p>	
事務局	○議案第18号 令和7年度教職員の人事異動内示について	

	<p>別紙資料をご覧ください。公開期日前の情報となりますので、資料は会議終了後に回収させていただきます。内容は町立小中学校教職員の人事異動案件となります。承認をよろしくお願いします。</p> <p>(人事異動の内容及び協議事項は非公開)</p>
教育長	<p>それでは、議案第18号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第18号については承認されました。次に、議案第19号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第19号 阿見町スポーツ大会出場報奨金支給要綱の一部を改正する訓令について</p> <p>2月18日全員協議会にて指摘があった意見等を踏まえ、近隣市町村の類似要綱を調査し、要綱の一部修正を行いました。</p> <p>改正内容としましては、国際大会の区分に国際オリンピック委員会等が主催する大会区分を新たに加え、その報奨金額を100,000円としました。また、町内、町外団体所属で区別していた報奨金額の差を無くし、町民であれば一律の金額が支給できるよう改正しました。</p> <p>国際オリンピック委員会等が主催する大会の報奨金額は、近隣市町村と同等の額を設定させていただきました。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第19号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第19号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第19号については承認されました。次に、議案第20号及び議案第21号について、関連がありますので、あわせて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第20号 阿見町文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱の廃止について</p> <p>○議案第21号 阿見町文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱の制定について</p> <p>1月定例会にてご承認いただいた本要綱について、支給金額の変更が</p>

	<p>あり、告示後かつ未施行という状況から旧要綱の廃止および新要綱の制定という形で対応をお願いするものです。</p> <p>本要綱につきましても、議案第19号と同様、支給対象を区分して支給額に差を設けておりましたが、支給額を所属の別なく統一いたしました。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第20号及び議案第21号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>未施行なので、一部改正ではなく廃止にするのでしょうか。</p>
事務局	<p>スポーツ大会出場報奨金支給要綱と文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱は告示後であることは変わらないのですが、スポーツ大会出場報奨金支給要綱は施行しており、文化芸術コンクール等入賞報奨金支給要綱はまだ施行していません。</p> <p>内容を変更するにあたり、施行前ですが告示は有効のため、旧要綱の廃止の告示と、新要綱の制定をさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>法規的にこういった手続きが必要となることがわかりました。しかし、同一の名称の要綱を廃止、制定することは、町民の方になかなか理解していただけないと思います。要綱の名称を変えることはしなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>役場の法制担当と確認しながら進めておりましたが、同一名称で問題ないとのことでしたので、このような形になりました。</p>
委員	<p>反対ではないのですが、理解いただくには相当説明が必要になるのではないかと思います。</p>
教育長	<p>それでは、議案第20号及び議案第21号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第20号及び議案第21号については承認されました。</p> <p>次に、議案第22号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第22号 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>別紙資料をご覧ください。損害賠償の額を定めたいので、阿見町教育委員会事務委任規則第2条の規定に基づき、教育委員会の意見を求める</p>

教育長	<p>ものです。</p> <p>(損害賠償の内容及び協議事項は非公開)</p> <p>それでは、議案第22号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第22号については承認されました。
事務局	(その他連絡事項については下記記載のとおり)
教育長	他に質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○3月教育委員会定例会</p> <p>令和7年3月25日(火)午後3時30分</p> <p>吉原交流センター 2階 吉原ホール</p>
閉会	午後3時55分

議事録署名                      令和    年    月    日

教 育 長                      宮 崎   智 彦

委                      員                      湯 原   敦 子